

公立大学法人新潟県立大学に置く職及びその選考に関する規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 1 号)

改正 平成 25 年 2 月 19 日

改正 平成 26 年 1 月 21 日

改正 平成 27 年 1 月 20 日

改正 令和 2 年 1 月 28 日

改正 令和 3 年 9 月 28 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人新潟県立大学定款（以下「定款」という。）及び新潟県立大学学則（以下「学則」という。）並びに公立大学法人新潟県立大学組織規則（平成 21 年規則第 1 号）に定めるもののほか、公立大学法人新潟県立大学（以下「法人」という。）が設置する新潟県立大学（以下「大学」という。）に置く職並びにその選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 学則第 9 条第 1 項に規定する職員は、法人の職員をもって充てる。

2 前項の職員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条各号に定める職務に従事するほか、この規程の定める職務に従事する。

3 事務局に置く職については、別に定める。

(副学長)

第 3 条 大学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、役員又は学内の専任教授のうちから学長が任命する。

3 副学長は、学長を助け、学長が定める事項を処理する。

4 副学長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、副学長の任期の末日は、当該副学長を任命する学長の任期の末日以前とする。

(学長補佐)

第 3 条の 2 大学に学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学内の専任教員のうちから学長が任命する。

3 学長補佐は、学長が指示する特定の事項を処理する。

4 学長補佐の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の始期が 4 月 1 日でない場合の学長補佐の任期は、当該始期の属する年度の末日までの期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、学長補佐の任期の末日は、当該学長補佐を任命する学長の任期の末日以前とする。

(学生部長)

第 4 条 学生部長は、学内の専任教授をもって充てる。

2 学生部長は、各学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。

3 学生部長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 4 年を超えて在任することはできない。

(研究科長)

第 4 条の 2 研究科長は、学内の専任教授をもって充てる。

2 研究科長は、学長が任命する。

3 研究科長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 4 年を超えて在

任することはできない。

(学部長)

第5条 学部長は、当該学部の専任教授をもって充てる。

- 2 学部長は、各学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 3 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

(図書館長)

第6条 図書館長は、学内の専任教授をもって充てる。

- 2 図書館長は、各学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 3 図書館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

(キャリア支援センター長)

第7条 キャリア支援センター長は、学内の専任教授をもって充てる。

- 2 キャリア支援センター長は、各学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 3 キャリア支援センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

(国際交流センター長)

第8条 国際交流センター長は、学内の専任教授をもって充てる。

- 2 国際交流センター長は、各学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 3 国際交流センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(地域連携センター長)

第9条 地域連携センター長は、学内の専任教授をもって充てる。

- 2 地域連携センター長は、各学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 3 地域連携センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

(学科長)

第10条 学科長は、当該学科の専任教授をもって充てる。

- 2 学科長は、当該学科が属する学部教授会から推薦された候補者の中から学長が任命する。
- 3 学科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(解任)

第11条 学長は、前10条に規定する職にある者（以下「部局長」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

- 2 学長は、前項の規定により部局長を解任する場合には、あらかじめ大学経営評議会及び教育研究評議会の議を経なければならない。
- 3 学長は、部局長を解任する場合には、弁明の機会を与えるものとする。

(残任期間の特例)

第12条 学長は、部局長が辞任を申し出た場合、又は欠員となった場合は、部局長の選考方法により後任者の推薦を求めるものとする。

2 前項の事由により推薦された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、部局長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 法人成立後最初の部局長の任命は、この規程にかかわらず、選考によることを要しないこととし、学長が任命するものとする。

3 国際経済学部開設後最初の当該学部長及び学科長の任命は、第5条第2項及び第10条第2項の規定にかかわらず、選考によることを要しないこととし、学長が任命するものとする。

4 前項に定める学部長及び学科長の任期は、第5条第3項及び第10条第3項の規定にかかわらず、1年とする。

5 この規程(第3条から第9条を除く。)は、定款附則第6項に規定する「短期大学存続期間」は、短期大学について準用する。この場合において、第2条中「学則第9条第1項」とあるのは「短期大学学則第32条」と、第10条中「学科長」とあるのは「学科長並びに専攻主任」と、第11条第1項中「前8条」とあるのは「前条」と、第11条第2項中「当該学科が属する学部教授会」とあるのは「短期大学教授会」と、「教育研究評議会」とあるのは「短期大学教育研究評議会」と読み替えるものとする。

6 前項に規定する期間においては、第4条並びに第6条に掲げる職は、短期大学の当該職となるものとする。

附 則

1 この規程は、平成25年2月19日から施行する。

2 第3条第2項「副学長は、学内の専任教授のうちから学長が任命する。」は、平成27年3月31日までの間はこの規程に関わらず「副学長は、役員及び学内の専任教授のうちから学長が任命する。」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年10月1日から施行する。

2 平成23年10月1日制定の公立大学法人新潟県立大学の「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」の円滑な実施のための学長特命補佐(次世代育成支援担当)の設置に関する規程は廃止する。